

関川村観光協会ふるさと関川帰省事業（緊急対策）



ゆっくりしねがね。

ふるさと関川村で



以下の旅館に宿泊する場合、一人当たり **5千円の利用券** が交付されます

ちよつといい宿 高橋屋観山荘	0254-64-1188	鷹の巣館	0254-64-1009
光魂の宿 あらかわ荘	0254-64-2118	高台の宿 寿 荘	0254-64-1130
花みちる宿 ニュー萬力	0254-64-2255	仲屋旅館	0254-64-1382
ぬくもりの宿 えびすや旅館	0254-64-1020	かくれ里 清流荘	0254-64-2100
旅館山路	0254-64-1296	農家民宿おくやま	0254-64-0190
かじかの宿 和らぎ荘	0254-64-2131		

●対象者・・・①村内出身者 ②村人会員 ③村転入者の家族 ④村内居住者 ⑤ふる里会会員

詳細は裏面をご覧ください

令和3年4月5日（月）～令和3年4月30日（金）

村内対象旅館等にご宿泊で

「ふるさと関川帰省事業（緊急対策）」が利用できます！！

○事業期間： 令和3年4月1日 から受付開始

令和3年4月5日～令和3年4月30日宿泊分が補助対象です

※先着順とし、予算がなくなりしだい終了です

○対象施設： 表面をご覧ください

○助成対象者： 下記①～⑤の**対象者を1人以上含んだ2名以上**で対象宿泊施設へ宿泊する場合を補助対象とします。

①村内出身者 ②村人会員 ③村転入者の家族 ④村内居住者
⑤ふる里会会員

○補助額： **一人当たり5,000円の利用券を補助**

※1グループにつき4人まで（上限20,000円）

※新潟県が実施する宿泊割引の併用が可能です。

○申請手順： 1. 宿を予約する（ふるさと帰省事業を利用する事を伝えてください）
2. 申請書を村観光協会へ提出する（宿泊日の5日前まで必着）
3. 村観光協会から「利用券」が申請者へ送られてくる
4. チェックイン時に「利用券」をフロントへ渡す
5. ご宿泊

○注意事項： ・宿泊施設の**宿泊予約者名と申請書の宿泊代表者名は同一**とし、
下記①～⑤の対象者の名前としてください。

①村内出身者 ②村人会員 ③村転入者の家族 ④村内居住者
⑤ふる里会会員

・事前に申請した利用日以外の利用、申請者以外の利用、複数回の利用、
連泊利用はできません。

・国の緊急事態宣言下での宿泊、及び独自の緊急事態宣言が発出された都
道府県や市区町村からの宿泊はご遠慮ください。

申請書の請求・詳細のお問合せ

関川村観光協会事務局

〒959-3292 新潟県岩船郡関川村大字下関 912

電話 0254-64-1478 / FAX 0254-64-0079

メールアドレス kankou@vill.sekikawa.niigata.jp

受付時間 8:30～17:15(土・日・祝日除く)

お申し込みは、申請書を直接観光協会に提出していただくか、申請書を郵送してください(代理人の申請は可)お電話・メールでの申し込みは受け付けておりません。